

地域団体による 都市公園等維持管理業務委託のてびき

<目次>

1. 地域団体による都市公園等維持管理業務委託とは？

- (1) 制度について
- (2) 委託内容
- (3) 年間スケジュール

2. 公園除草及び低木剪定について

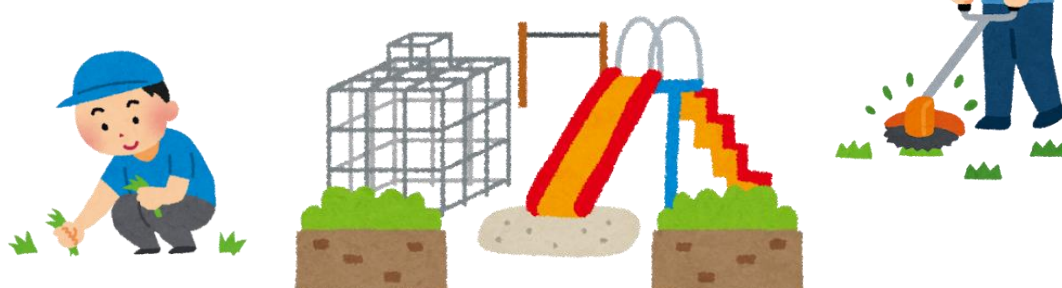
- (1) 実施時期について
- (2) 除草・剪定の際の安全対策について
- (3) ゴミの処理について

3. 報告書・請求書の提出について

- (1) 報告書の提出について
- (2) 請求書の提出について

4. 次年度の契約意向の確認等について

5. お問い合わせ



1. 地域団体による都市公園等維持管理業務委託とは？

(1) 制度について

都市公園及び児童遊園地をより良好な状態に維持するため、地域団体と市が協働とパートナーシップによる管理運営を行うことを目的としています。

希望する公園や活動内容等、お気軽に公園緑地課へお問い合わせください。

※ 委託契約した公園については、業者やシルバーによる除草は行いません。

※ 委託契約の開始は、ご相談いただいた年の次年度からになります。

(2) 委託内容

- 委託内容：公園及び児童遊園地の除草及び任意で低木剪定
- 契約期間：4月30日～11月30日
- 契約単価：除草 22 円/㎡ 低木剪定 73 円/㎡

(3) 年間スケジュール

契約から、1年間の流れは以下のとおりです。

スケジュール		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
契約書締結		契約書作成												意向結果を基に契約書作成
		契約書締結 4/30～												
活動時期	除草		除草：1回目		除草：2回目		除草：3回目							
	低木剪定		低木剪定1回（任意）											
実績報告	都度請求				1回目提出		2回目提出			3回目提出				
	まとめて請求									1～3回分提出				
次年度意向確認										実施申込書送付	受付期間		申込書 ×切	

2. 公園除草及び低木剪定について

(1) 実施時期について

- ・ 回数：契約期間(4 月末～11 月末)のうち、除草は年 3 回、低木剪定は任意で年1回
- ・ 除草時期：原則 5 月～6 月までに 1 回目、7 月～8月までに2回目、9月～11 月までに3回目

※ 期間中に業務を遂行できないなど、やむを得ない事象が生じましたら担当までご連絡ください。

(2) 除草・剪定の際の安全対策について

- ・ 諸法令を遵守し、しっかりと安全対策を講じた上で実施してください。
- ・ 安全のため、長袖や軍手の着用をおすすめします。
- ・ 刈払機・バリカン等を使用する場合には、防護服を着用の上、周辺に気をつけて実施しましょう。
- ・ 従事者が業務遂行中、施設等や第 3 者に損害を与えた場合や、従事者の事故については受託者において処理していただく必要があります。
※ 保険等への加入を推奨します。



(3) ゴミの処理について

- ・ ゴミ袋等は委託金から購入するなど受託者様での負担となります。
- ・ 除草ゴミは土を落として袋に入れてください。
- ・ 剪定枝は 30cm未満に切り、束にしてまとめてください。



＼分別・まとめてね！／

公園緑地課にて回収を希望される場合はこれらのゴミ袋・剪定枝を集めて、
川西市役所 公園緑地課(072-740-1185)に

- ①ゴミ袋・束数(○袋○束)
- ②ゴミ置場(「公園南側入り口」等詳しく) の2点を連絡してください。

※ 月曜日(休みの場合は週初め)までにご連絡いただきますと、原則水曜日に回収いたします。
それ以降に連絡いただいた分については次週の回収となります。



3. 報告書・請求書の提出について

(1) 報告書の提出について

- 提出時期：作業実施毎、または3回目の除草実施後に3回分まとめて(速やかに)
- 報告様式：成果報告書(作業1回につき1枚)
- 添付書類：作業実施 前・中・後の写真(各1枚ずつ)

<記入例>

● 成果報告書

様式第2号

令和 年 月 日

成果報告書

川西市長 様

(団体名) ○○○会
(代表者) △△ △△△
(担当者) □□□ □□
(電話) ◇◇◇-◇◇◇-◇◇◇◇

令和7年4月30日から令和7年11月30日までの維持管理業務について、次のとおり報告します。

1 公園名 ●●●公園

2 業務日誌

除草 5/5(1回目)、8/10(2回目)、11/15(3回目)

低木剪定 8/10

3 写真

除草・低木剪定前
除草・低木剪定中
除草・低木剪定後

別紙のとおり

-1-

● 添付書類(写真)

1回目 (5月5日)

作業前



作業中



作業後



【POINT】

公園の作業状況及び実除草面積の確認の資料にもなるため、公園全体の草の生え具合が分かる全体写真も可能な限りお願いいたします。

(2) 請求書の提出について

請求時期：作業毎または3回目の作業後にまとめて請求が可能

※ 契約期間は4月末～11月末となるため、まとめて請求の場合も12月上旬までに請求書の提出をお願いします。

4. 次年度の契約意向の確認等について

■ 既存契約団体

1年毎の契約の為、毎年1月頃に次年度の契約における意向確認のご案内をいたします。

あくまで**意向の確認**となり、**契約を確定するものではありません。**

また、契約を終了される場合は該当公園の維持管理方法について検討の必要がございますのでお早めにご相談ください。

< 意向確認時期 >

- ・ 意向確認書類の送付：1月頃
- ・ 意向確認申込書〆切：2月末頃まで

< 提出いただく書類 >

- ・ 地域団体による都市公園等維持管理業務委託 申込書(様式1号)
⇒ **希望の公園、低木剪定の実施可否**についてご記入ください。
- ・ 地域団体による都市公園等維持管理業務委託 現場責任者及び構成員報告書(別紙1)
⇒ 申請団体の代表者及び現場責任者、また構成員についてご記入ください。
※代表者と現場責任者は同一で問題ありません。**構成員は3人以上**としてください。
- ・ 地域団体による都市公園等維持管理業務委託 機材一覧表(別紙2)
⇒ 公園の除草及び剪定の際に必要な機材・道具をお持ちかを伺うものです。
製品名や品番の記入は分かる範囲で結構ですのでできるだけご記入をお願いします。

■ 新規契約希望団体

お気軽にご相談ください。

5. お問い合わせ

制度に関する内容などへのお問い合わせは、下記までお願いします。

川西市 土木部 公園緑地課
〒666-8501 川西市中央町12番1号
TEL: 072-740-1185
FAX: 072-740-1330
MAIL: kawa0040@city.kawanishi.lg.jp